

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

28 May 2026

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 118

「グローバル・プライベートM&A ガイド」発行のお知らせ（英語）

本ガイドは、非上場会社を対象とするプライベート M&A の取引スキームその他取引全般に影響を及ぼす約 40 の法域における制度・実務を横断的に整理し、最新の法規制動向を包括的に解説するものです。

取引スキームの検討から契約締結に至るまでの各段階における主要な法規制の枠組みを体系的に解説するとともに、税務、雇用、贈収賄防止といった重要論点に加え、企業結合規制及び外国投資規制の最新動向も取り上げています。

本ガイドはオンラインでご覧いただけます。法域別・トピック別の検索や比較を通じて、実務に即した形で必要な情報にアクセスいただけます。ぜひご利用ください。

以下の画像をクリックしてご覧ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 118 となる本号では、最短 10 営業日の公開買付期間を認める米国 SEC 適用除外命令、ベトナムにおける法人所得税に係る新通達等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：Private Wealth Newsletter 2026 – TAX FROM EVERY ANGLE

2. アジア

タイ：国家放送通信委員会がデータセンター運営事業に対する外資保有規制の可能性を示唆

ベトナム：法人所得税に係る新通達

3. 豪州

オーストラリア：非居住者に対するキャピタルゲイン税規則の改正案

4. 米州

米国：最短 10 営業日の公開買付期間を認める米国 SEC 適用除外命令

メキシコ：デジタル切断権に関する連邦労働法改正案

5. 欧州

英国：新たな労働組合のアクセス権

「2026年 グローバル データ & サイバー ハンドブック」 発行のお知らせ（英語）

ペーカーマッケンジーでは毎年「グローバル データ & サイバー ハンドブック」をアップデートしています。最新版では、50 を超える法域の最新動向を比較しながら整理し、グローバル規制の全体像を一望できる内容となっています。

本ハンドブックでは以下のテーマを幅広く網羅しています：

- AIに関する主要な規制動向
- 非個人データ・企業データの取り扱いを巡る各国制度
- 規制当局のアプローチや執行動向
- 利用可能な救済措置や罰則
- クロスボーダーデータ移転に対する制限等

以下の画像をクリックしてご覧ください。



1. グローバル

グローバル

Private Wealth Newsletter 2026 – TAX FROM EVERY ANGLE

2026 年は、年初から、政治面、経済面、規制面における不確実性が増している。主要経済国では、地政学的な分断、財政的圧力、そして国境を越えた活動に対する監視の強化を背景に、各国政府における、税制、貿易措置及びこれらの執行に関する優先順位が変化し続けている。地政学的な分断に関しては、グローバルファミリーオフィスは、特に中東における紛争がもたらす影響を注視する必要がある。

このような不確実性に直面するグローバルファミリーオフィスをサポートすべく、弊所ウェルスマネジメントグループは、Private Wealth Newsletter 2026 – TAX FROM EVERY ANGLE（以下、「本 Newsletter」）を四半期に一度発刊している¹。その最新号のコンテンツは以下の通りであるが、本項では「1. グローバルファミリーオフィスに影響を及ぼすトレンド」を要約してお届けする。

1. グローバルファミリーオフィスに影響を及ぼすトレンド
2. ルクセンブルクでキャリドインタレスト課税改革が施行
3. 複雑な地政学的状況下における慈善活動
4. 信託におけるプロテクターの解任 Billevese Trust 事件（ガーンジー）
5. 信託におけるプロテクターの役割に関する画期的判決（バミューダ）
6. 世界各地の Update

南北アメリカ

- アメリカ：ニューヨーク州 LLC 透明性法
- アルゼンチン：税制改正
- チリ新政権：税制改正の兆し
- コロンビア：純資産税の導入
- コロンビア：大統領選及び予想される税制改正

APAC

- シンガポール：2026 年度予算 – 税制の主な更新点

EMEA

- ドイツ：DRE の配当に対する租税条約上の救済措置
- ルクセンブルク：AML（マネーロンダリング対策）法制の大幅な改正
- 南アフリカ：2026/2027 年度予算声明の分析
- スウェーデン：配当源泉徴収税をめぐる争点
- 英国：春季財政報告 2026 年 3 月

¹ private-wealth-newsletter-2026-first-edition.pdf

「データセンター最前線：最新動向と重要ポイント」発行（英語）

データセンターは、AI、クラウドコンピューティング、ビジネスを支えるITインフラとして台頭し、現在では政府のデジタル戦略や民間企業のイノベーションに不可欠な存在となっています。AI技術の発展とともに、世界中でデータセンター開発に対する急速な変革が生じており、データセンター施設的设计、立地選定、投資戦略の各側面において、大きな影響を与えています。

データセンターの分野は大きな「機会」を生み出していますが、一方でデータセンターを取り巻く環境は複雑かつダイナミックであり、幅広い法的課題を含み、戦略的取引、規制遵守、革新的ソリューションといった項目に総合的に取り組んでいかねばなりません。もちろん、サステナビリティも重要なテーマとなります。

本レポートでは、デベロッパー、投資家、オペレーターの各関係者のために、現在のデータセンターの資金調達・投資環境、開発、計画、運営、税務等の状況を概観し、主要な問題について触れております。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



高まる地政学的不確実性

世界中の富裕層は、地政学的リスクの高まり、政策予測の困難性、主要経済圏における経済状況の流動性に対処する必要がある。世界の分断の進行、頻繁な政策転換、競合する産業戦略及び規制の再編が、特に複数の経済圏にまたがる活動を行うファミリーの運営手法に課題を突きつけている。

ビジネス、投資ポートフォリオ、又は居住地を通じてグローバルに活動するファミリーは、マクロレベルのリスクがこれまで以上に迅速に顕在化し、より深刻な影響を及ぼす可能性のある今日の状況に対処しなければならない。国内に資産を集中させることは、税務、法務、規制及び経済の観点から見て極めてリスクが高いといえる。富裕層は、投資においてより広範な戦略に基づいて行動している。米ドル建ての投資は「上昇」しているかもしれないが、主要通貨がユーロである場合、為替レートを考慮すると、その投資は劇的に「下落」している可能性がある。

地政学的リスクの評価や複数法域に跨るプランニングに対する需要が急増している。これは、プランニングにおいて、地政学的リスクがもはや遠隔的な変数ではなく、中心的な要素となったことを表している。

今日の資産保全には、税制改正、規制、制裁措置から法域間の移動制限に至るまで、地政学的リスクに対するより深い理解が求められている。富裕層は、複数の法域を跨いだプランニングの検討、第二の国籍取得の検討、そして、投資リスクと居住リスクの両面におけるリスク分散を図っている。かつては多国籍企業しか行っていなかった地政学的リスクのヘッジは、今や個人資産保有者にとっての積極的な戦略となっている。今日の地政学的状況を踏まえ、家族構成員の移動、資産の所在地、事業運営のガバナンスのすべてが見直されている。

AIによる資産運用

2026年は、人工知能が、ウェルスマネジメントサービスを提供するアドバイザー及びそのクライアントにとって決定的な競争上の差別化要因へと変貌を遂げる年となる。AI投資は大幅に増加しており、アドバイザーたちは自律的かつパーソナライズされたデータ駆動型の意思決定システムの機能を中心とした、サービスモデルを再構築している。

世界中の富裕層にとって、AI革命は、変化し続ける人生の節目に応じた、きめ細かなファイナンシャルプランニング、リアルタイムのリスク分析、そして複雑で多世代にわたる資産プールの管理改善につながるものと期待される。AIは、信託、慈善活動、事業承継計画、税務最適化をよりシームレスに構築することも可能になるだろう。しかし、それと同時に新たなリスクももたらす。具体的には、アルゴリズムの透明性、AIバイアス、実行上のエラー、そして自動化システムに内在するサイバーセキュリティ上の脆弱性である。グローバルファミリーは、長期的な意思決定において、判断力とその正確性を確保すべく、テクノロジーを強化しつつもアドバイザーを中核とする「AIと人間の融合」というハイブリッドモデルを求めるようになって考えられる。

ポートフォリオの中核となりつつあるプライベート市場

プライベート市場への構造的な資金の流入は、成熟期を迎えている。当初は一部の富裕層の間で戦術的な資産配分として始まったプライベート市場投資が、現代の資産ポートフォリオの中核をなすようになった。プライベート・エクイティ、プライベート・クレジット、不動産やインフラ等は、もはやポートフォリオにおいて僅かな割合を占めるものではなく、実質的なリターンを得るための主要な手段となっている。その主な理由は、こうした投資へのアクセスが以前より容易になったからではない。世界中の富裕層の多くは、共同投資、セカンダリー投資、及び直接取引を活用している。

「アジア太平洋地域雇用法トレンド」最新レポート発行（英語）

世界的な不確実性が続く中、アジア太平洋地域の企業は複雑な課題に直面しています。労働規制や従業員の期待値の変化に対応するため、企業は迅速かつ戦略的な判断が求められています。

こうした状況では、雇用法の最新動向を把握することが不可欠です。本レポートでは、企業が直面するリスクや機会について、タイムリーな法的インサイトと実践的なガイダンスを提供します。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは**弊所人事労務グループ**までご相談ください。

本レポートへのアクセスは[こちら](#)。



長期的なコミットメントや流動性の低い資産への依存度が高まるにつれ、厳格なガバナンス及び規律が不可欠となる。現在、ファミリーは、数年先を見据えて流動性のニーズを計画し、強靱なクロスアセット戦略を構築し、より複雑なポートフォリオを監督できるファミリーガバナンス体制を確保するようになっている。つまりプライベート市場への資金の流入は、単なる資産配分の変化ではなく、現代のファミリーオフィスにおけるマインドセット、文化及び運用能力の変化の結果といえる。

資産の移転

ここ30年間、「大いなる富の移転」という言葉が用いられてきた。2026年は、史上最大規模の世代間資産移転の年となる可能性がある。ベビーブーマー世代が80歳を迎えるにつれ、ベビーブーマーからX世代やミレニアル世代への資産の引き継ぎは更に加速し、ファミリーオフィス、信託受託者及びアドバイザーに対する要求が変化することになる。これは、マス・アフルメント層で特にトレンドとなっている。

この資産移転は対立も生んでいる。若い世代はより早い段階で経営の主導権を握り始め、投資判断、テクノロジーの導入、ファミリーの価値観に基づいたビジネス計画策定において、より深い関与を求める。一方、年長のファミリーメンバーは、事業継続を重視し、ファミリーの調和を守り、国境や世代を超えて資産を保全できる体制を模索する。

信託、チャリティー活動のための仕組み、そしてファミリーガバナンスの枠組みに対する需要は、絶えず変化し続けている。多くのファミリーは、金融リテラシー、ガバナンス、起業家精神そして異文化間リーダーシップスキルの向上に多額の投資を行っている。

また、より多くのファミリーオフィスが、後継者の選定を制度化し、リーダーシップの役割を明確にして、ファミリーメンバー間の紛争を避けるための、継続的な意思決定手順を定着させている。この変革期を乗り越えるには、ガバナンスを単なる管理上の問題ではなく、戦略的資産として捉えなければならない。

サイバーセキュリティ

サイバーリスクは、世界中の富裕層にとって最も急速に拡大している脅威となっている。こうした富裕層は、口座等の情報を含めた貴重な個人データを保有しているため、攻撃格好の標的となっている。攻撃の手口としては、認証情報の不正取得やファミリーオフィススタッフへの接触等がよく見られる。

データの主権（誰がデータを管理し、どこに保存され、どこの法域の法律の下にあるか）をめぐる懸念の高まりにより、世界中の富裕層が、拠点を置く法域、アドバイザー、サービスプロバイダーを選択する方法を再構築しつつある。各国がプライバシー、監視、データローカライゼーションに関する政策を強化する中、国境を越えて活動する富裕層は、複雑で変化し続ける規制環境をうまく乗り切らなければならない。

多くのファミリーは、サイバーセキュリティ監査、サイバーハイジーントレーニング、暗号化通信及び安全なデータガバナンスシステムへの投資を進めている。中には、税制だけでなくデータ管理関連法への懸念から、ファミリーオフィスの移転や持株会社の再編を選択するケースもある。

地政学的緊張に起因する物理的脅威への対応のみならず、サイバーリスクもファミリーオフィスの喫緊の課題となっている。

「グローバル秘匿特権ガイド」 第5版発行（英語）

「グローバル秘匿特権ガイド」第5版では、新たな法域としてチリ、コロンビア、サウジアラビア、スイス、ウクライナ及びベネズエラが追加され世界主要38法域の秘匿特権に関する法令と実務を包括的に網羅しています。サイバーインシデント対応や社内調査における秘匿特権の適用範囲、AIツールの出入力に関する秘匿性の問題、クロスボーダー取引の秘匿特権の扱い等、実務上の重要課題についても詳しく解説しています。各国ごとに異なる複雑な秘匿特権のルールを把握し、現地弁護士との秘密保持を徹底する必要がある企業にとって、貴重なリソースとなります。

是非ご一読の上、さらに詳細をお知りになりたいときは弊所紛争解決グループまでご相談ください。

本ガイドへのアクセスは[こちら](#)。



世界的な分極化と地域間の再均衡

2026年の世界経済は、全体としての勢いはあるものの、地域間の格差が拡大するという、複雑な様相を呈している。AIによる生産性の飛躍的向上や堅調な消費需要の恩恵を受ける経済圏がある一方で、構造的な減速、インフレの変動、政治的な不確実性に直面している経済圏もある。

米国以外の先進国市場への資金再配分に対する関心が高まっている。これらの市場には、大きなチャンスがある一方で、ボラティリティも高まっている。富裕層は、ポートフォリオの地域別リバランスを進め、不動産、インフラ、プライベート・クレジットといったインフレに強い資産を組み入れ、各地域の成長要因に沿ったテーマ型戦略を追求している。多くのグローバルな富裕層は、より機動的なアプローチを採用し、より頻繁なリスク評価を行っている。

今日の投資戦略はより複雑なものとなっており、過去20年間のグローバルな分散投資戦略は時代遅れとなっている。

ファミリーオフィスの拡張性

テクノロジーは、投資の管理方法を変えるだけでなく、ファミリーオフィスのエコシステム全体を変革しつつある。拡張性の高いプラットフォームにより、かつては超富裕層のファミリーに限定されていたサービスモデルが、はるかに幅広い層が利用可能になった。

税務アドバイス、相続計画、フィランソロピー（社会貢献）の仕組みづくり、健康・ウェルネスに関するコンシェルジュサービス、そして感情面での意思決定支援等が、クラウドベースでAIを活用したサービスに統合されつつある。このようなサービスモデルを、「拡張されたファミリーオフィス」モデルと呼ぶことができる。

この「拡張されたファミリーオフィス」モデルは、プライベートバンキングの進化を反映しており、より高度なパーソナライゼーション、透明性、そして包括的な設計を特徴としている。

世界中の富裕層ファミリーは、金融、法務、メンタルヘルス、ライフスタイルといった領域にまたがる、包括的かつエンドツーエンドのサポートをますます期待している。マルチファミリーオフィス・ネットワークは拡大を続けており、技術的な専門知識だけでなく、統合されたきめ細やかなサービスを提供する能力においても競争が激化している。

より積極的かつ分散された投資戦略

市場のボラティリティはもはや一時的な現象ではなく、構造的な特徴となっている。AI主導の市場、政治的な不確実性、金利環境の変化、為替変動、そして急速な価格再評価といった要因により、能動的な投資戦略は時代遅れとなっている。ボラティリティが常態化する中、アクティブ運用を追求する富裕層ファミリーが増えている。世界の富裕層は、リアルタイムのストレステスト、シナリオ・モデリング、そして積極的なヘッジ戦略を導入している。ボラティリティが常態化する中、世界の富裕層は、景気後退だけでなく予期せぬショックにも耐えうるポートフォリオを構築している。

[最初のページに戻る](#)

「グローバルグループ再編ガイド」発行

世界各国で多くのグループ企業を有する欧米の多国籍企業は、越境合併、越境分割、越境組織変更や税務上の居住地の変更等、組織再編の手法を活用して積極的・頻りにグローバル規模のグループ再編を検討、実施し、戦略的目的を実現しています。日本企業の間では、多国籍企業化してからの歴史が比較的浅いこともあり、欧米の競争相手に比べて、グローバル規模でのグループ再編に取り組むことは未だ一般的になっていません。このような問題意識から、本ニューズレターにて3回にわたり連載した日本企業による「グローバルグループ再編シリーズ」をまとめたガイドを発行いたしました。

日本企業によるグローバルグループ再編の検討材料のひとつとなり、厳しさを増す国際環境での競争力強化の一助となれば幸いです。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



2. アジア

タイ

国家放送通信委員会がデータセンター運営事業に対する外資保有規制の可能性を示唆

タイの国家放送通信委員会（NBTC）は、データセンター・サービスを第1種電気通信事業から第3種電気通信事業へ再分類することを検討している。第3種電気通信事業には、外資保有規制を含む異なる電気通信ライセンス条件が適用される。この変更についてはNBTCによる正式発表はされておらず、初期的な規制変更が検討されていると報道されている。

報道によれば、電気通信規制当局であるNBTCの事務総長代行は、NBTCが、現在外国資本による過半保有が認められる第1種電気通信事業に分類されているデータセンター・サービスの運営を、タイ資本による過半保有を要件とする異なるライセンス条件が適用される第3種電気通信事業へ再分類することを検討していることを示唆した。

この変更案は、データセンター運営事業者を、インフラ事業者（モバイル事業や海底ケーブル・サービス事業等）と同様の方法で規制し、同等の規制上の義務及び年間ライセンス料を課すことを意図するものである。

NBTCによれば、この提案の主たる理由は、長期的なエネルギー及びインフラへの影響を管理するとともに、データセンター施設の不適切な利用を防止する点にある。これには、金融機関から示された投資リスクに関する懸念や、データセンターがオンライン詐欺などの違法な越境通信に利用される可能性に対する懸念が含まれる。

NBTCがデータセンター・サービスを第1種電気通信事業から第3種電気通信事業へ再分類した場合、現在及び将来のデータセンター事業者及び投資家その他の利害関係者（データホスティング事業者、クラウドサービス事業者及び利用者を含む）は、直接又は間接の影響を受けることとなる。第3種電気通信事業のライセンス取得にはタイ資本による過半保有が必要であるため、外資系事業者は新たな制限により、持株構成や事業運営モデルの変更を求められる可能性がある。タイでは外資系データセンター事業者が市場で相当の存在感を有していることから、このような規制変更は、所有構造、事業運営及び将来の投資戦略に重大な調整をもたらす可能性がある。

本件は近くNBTC委員会に付議される見込みである。提案された変更は2026年末までの発効を目標としているとのことであり、最終化に先立ってパブリック・コンサルテーションに付される見込みである。

データセンター事業者その他の利害関係者（データホスティング事業者、クラウドサービス事業者及びデータセンター・サービスの利用者を含む）は、NBTCが示唆したこの変更について、この後のNBTCの動向を注視する必要がある。規制案がパブリック・コンサルテーションに付され次第、利害関係者は意見及びコメントを提出することにより積極的に関与することが重要である。

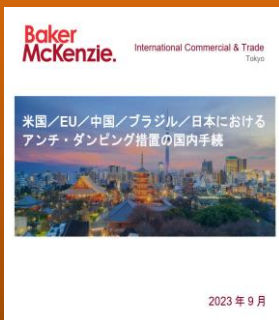
[最初のページに戻る](#)

「アンチ・ダンピング措置の国内手続」ガイド

近年、WTOアンチ・ダンピング協定に基づくアンチ・ダンピング関税の賦課件数が年間100件を超える水準で推移しています。

本ガイドでは、アンチ・ダンピング措置の発動国として件数の最も多い米国のアンチ・ダンピング関税賦課の国内手続の概要に加え、EU、中国、ブラジル、及び日本の国内手続の概要を説明しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



ベトナム

法人所得税に係る新通達²

2026年3月12日、通達第20/2026/TT-BTC号（以下、「本通達」）が交付された。本通達は、法人所得税法第67/2025/QH15号（以下、「CIT法」）及び政令第320/2025/ND-CP号（以下、「政令320号」）の細目を規定している。

本通達は、日系の投資家にとっては、ベトナム法人株式の（間接）譲渡を行う際の取扱い（特に法人税の免除要件に該当するか）に影響するものと考えられる。もっとも、「所得を生じない」要件等必ずしも明確ではないものが含まれているようにも思われ、個別案件の実行に当たっては、現地専門家を開与させて検討する必要があるように思われる。

本通達は2026年3月12日に発効し、2025課税年度から適用される。

本通達は、以下に関する詳細を示している。

- 外国企業の法人所得税（以下、「CIT」）納税義務
- 外国法人売主による持分譲渡に係るCIT義務に関する追加ガイダンス
- 外国企業に係る特定の場合における課税売上認識時点
- 損金算入可能な費用
- 拡張投資プロジェクトに係る登録投資資本に関する通知義務
- 本通達の施行日

1. 外国企業のCIT納税義務

本通達は、ベトナムにおいて事業を行う、又はベトナム国内源泉所得を得る外国組織（「外国契約者」）のCIT算定を従前規定していた通達第103/2014/TT-BTC号のいくつかの規定を廃止する。本通達の施行日以後、外国契約者のCIT算定は政令320号及び本通達に従うことになる。

2. 外国法人売主による持分譲渡に係るCIT義務に関する追加ガイダンス

CIT法及び政令320号の下では、外国法人売主は、直接及び間接の持分譲渡のいずれについても譲渡代金に対して2%のCITを課されるとされている。

但し、(i) 当該再編前後で、ベトナム企業を直接又は間接に保有する当事者の最終親会社に変更しないこと、及び(ii) 所得を生じさせないこと、という要件を満たすグループ内の再編取引についてはこの限りでないとしている（以下、「免除規定」）。

本通達は、この免除規定の要件を以下のとおり明確化している。

(1) 対象となる再編取引

免除規定の対象となる再編取引は、以下のグループ内の再編取引である。

- 会社分割
- 合併

² 本稿はベーカーマッケンジー ホーチミンオフィスの Client Alert の抄訳である。詳細は原文を参照されたい。

- 株式交換
- 株式の現物出資
- 株式の現物分配
- ベトナム企業の直接又は間接の所有権の変更を伴うその他の取引

(2) 「所得を生じない」要件

以下のすべての要件が満たされる場合に、「所得を生じない」要件を充足する。

- 最終的な受益所有者に変更がないこと
- 譲渡価格が簿価又は当初の出資額を超えないこと
- 所轄当局により承認された再編書類に記載された価値が、持分譲渡時点の記録上の価値を上回らないこと
- 譲受人が、譲渡人の投資に関連するすべての資本価値、義務及び権利を承継すること

3. 外国企業に係る特定の場合における課税売上認識時点

外国法人売主による持分譲渡について、課税売上を認識する時点は、「当初の持分譲渡契約」(original capital transfer contract)の効力発生日とされる。但し、本通達は「当初の持分譲渡契約」とは何を指すのかを定義しておらず、実務上、地方税務当局による解釈の不一致を招く可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

非居住者に対するキャピタルゲイン税規則の改正案

概要

現行のオーストラリアの税制は、オーストラリアの不動産 (real property) が関連する取引について、非居住者をキャピタルゲイン税 (CGT) の対象としている。非居住者 (外国信託の受託者を含む) に生じた CGT 事由 (CGT event) によるキャピタルゲイン・ロス、当該 CGT 資産が taxable Australian property (以下、「TAP」) である場合を除き、ないものとして取り扱われる。TAP には以下のものが含まれる。

- Taxable Australian real property (以下、「TARP」) (すなわち、オーストラリア国内の土地のリース、又はオーストラリア国内に位置する鉱物、石油、若しくは採石材料に関する採掘権、採石権、若しくは探査権を含む、オーストラリア国内に位置する不動産)
- 「indirect Australian real property interest (以下、「IARPI」)」に該当する CGT 資産 (すなわち、CGT 事由の発生時 (例: 資産の処分時) において、principal asset test (以下、「PAT」) (すなわち、対象法人の市場価値の 50%超が TARP に由来していること) を満たすノンポートフォリオ持分 (例: 過去 24 か月間のうち 12 か月間にわたり 10%以上の株式等を (関連者を含めて) 保有している場合))

上記を補完するものとして源泉徴収税制が適用されており、原則として TARP 及び IARPI の買主は購入価格（購入価格が市場価値でない場合は市場価値）の 15% を源泉徴収する義務を負う。例外的に、売主が自らはオーストラリアの税務上の居住者であること、または当該株式が IARPI ではないことの宣誓書（declaration）を提供する場合等は源泉税の対象外となる。

今般公表された改正案（以下、「本改正」）では、これらの現行税制に対するいくつかの重要かつ予期せぬ新たな要素を含んでいる。

「不動産（real property）」の定義の拡大

本改正では、「不動産（real property）」の定義の拡大が図られている。これにより、オーストラリア CGT の対象となる資産の範囲が拡大・明確化されることになった。

本改正の下では、TARP はもはや伝統的な土地に対する持分（interests）には限定されない。価値がオーストラリアの土地又は天然資源に経済的及び物理的に結びついている資産は、それ自体が土地に対する持分でなくとも、不動産の概念に該当する可能性がある。具体的には、当該法案は「不動産」及び TARP の定義を拡大し、以下のものを含めている。

- オーストラリアの土地に対する持分または権利（当該持分又は権利がオーストラリアの州または準州の法律の下でどのように取り扱われるかを問わない）
- オーストラリアの土地に対する持分若しくは権利を要求する、又は付与される対人権（personal right）
- オーストラリアの土地に関連するライセンス又は契約上の権利
- 土地に固定又は設置され、かつ、その耐用年数の大部分にわたりオーストラリアの土地に位置している、又は位置することが合理的に見込まれる物（又は物の組み合わせ）（それがコモンロー又はオーストラリアの州若しくは準州の法律の下で定着物（fixture）として、あるいはその他の方法で取り扱われるかを問わない）、又はそれらに関するリース、ライセンス、若しくは契約上の権利

例えば、再生可能エネルギー資産は、それが設置された土地に依存しており、海外へ容易に移転できないという事実を反映して、この基準に基づき不動産として取り扱われることが想定されている。

遡及効ならびに過去の取引及び投資への影響

本改正の重要なポイントとして、一定の遡及効を有するという点が挙げられる。特に、オーストラリアの州又は準州の法律の下での取り扱いにかかわらず、不動産には土地に対する持分及びその耐用年数の大部分にわたり土地に固定されている物が含まれるという見地に基づき、（新たな）TARP の定義は常に（2006 年 12 月 12 日から）適用されていたものとみなされる。この遡及的適用は本質的に確認的なものであると表現されており、土地に固定された大規模なインフラ施設及びネットワーク資産は常に非居住者 CGT 制度の対象となることが意図されていたという政策的意図を反映している。

この遡及効は、過去の投資からエグジットした外国人投資家に重大な問題を引き起こす可能性がある。その多くは、当時の適用法に基づき、非居住者 CGT 制度は自身の状況には適用されないという結論に至っていたためである。例えば、オーストラリア法人の株式を処分した際に（当時の定義による課税対象となるオーストラリアの不動産に帰属する会社の資産の市場価値が 50% 未満であるという根拠に基づき）キャピタルゲイン税を支払わなかった非居住者株主は、定義の拡大とその遡及効により、現在 CGT の対象となる可能性がある。当該非居住者株主が他のオーストラリア所得税の納税義務を

負っておらず、当時に確定申告書を提出 (lodge) していなかったと仮定すると、ATO のコンプライアンス措置の期限 (提出日に紐づく) は未だ進行を開始していないため、理論上、当該非居住者株主は未払いの CGT 債務を負う可能性がある。

ATO が過去の CGT 債務を非居住者から直接徴収する能力には実務上の制約があるかもしれないが、ATO は徴収を支援するための措置 (例: 当該非居住者に債務を負っている第三者に対して債権差押通知 (garnishee notice) を発行する権限) を自由に用いることができる。本アラート執筆時点において、ATO のウェブサイトは、ATO が原則として「審査期間が未だ開かれていたとしても、4 年以上前の処分に関する審査を実施することはなく」、「極めて稀な状況を除き」最終的な解決 (final settlements) の再開を求めるとはしないとしつつも、過去 4 年間に発生した処分又は現在審査中の処分を対象とする権利を留保していることを示している。

同様に、現在の投資も拡大された定義の提案されている遡及効によって影響を受ける。例えば、提案されている変更の発効後に株式を処分する非居住者株主は、拡大された定義を考慮した上で IARPI のテストを満たすかどうかを検討する必要がある。

租税条約の保護に対する制限

本改正はまた、適用される租税条約 (double tax treaty) が提供していた可能性のある保護を制限することも提案している。OECD モデル租税条約と整合して、オーストラリアの租税条約は一般に、「不動産 (real property 又は immovable property)」が関連する取引に関する課税権を、その財産が所在する国に割り当てている。条約目的での「不動産」の定義は、一般に、その財産が所在する国の国内法に従って決定される。当該法案は、条約がオーストラリア国内法を考慮して「不動産」を定義している場合、その条約上の定義は上述した TARP の提案されている拡大された定義に従う旨を規定している。当該法案に付随するガイダンスは、提案されている条約上の定義が遡及効を持つことは意図されていないことを示唆しているが、この点は制定前に政府によって明確化されるべきである。

ATO への通知義務 (5,000 万豪ドルの閾値基準)

本改正は、取引価額が 5,000 万豪ドルを超えるか未満であるかによって区別を設け、買主に対して新たな客観的認識基準 (objective knowledge standard) を課している。

合算された取引価額 (取引価額が市場価値でない場合は市場価値) が 5,000 万豪ドル未満の取引については、新たな通知要件はなく、現行規則が引き続き適用される (すなわち、売主は、売主がオーストラリア居住者であること、又は当該持分が IARPI ではないことのいずれかを示す宣誓書 (declaration) を提供しなければならない)。

これに対し、合算された取引価額 (取引価額が市場価値でない場合は市場価値) が 5,000 万豪ドル以上の取引については、当該法案は売主に対し、当該持分が IARPI ではない旨を記載した通知を (承認された様式で) ATO に提出することを要求している。売主は取引の審査期間内に当該通知を ATO に提出しなければならない。

推奨される対応

上記のとおり、本改正は CGT の課税対象そのものを拡大し、かつ遡及効を伴うという点において実務上のインパクトが大きい。そのため、以下のとおり、将来において関連する取引を予定している場合のみならず、過去に完了している取引に関しても見直しを行う必要がある。

1. オーストラリアとの関連性 (nexus) を有する過去の取引 (特に過去 4 年間に発生した取引) を見直し、それらが拡大された規則の遡及的な要素の範囲内に該当するかどうかを判断する。
2. 将来の取引について – 株式又は類似の持分の非居住者である売主は、以下の事項を検討すべきである。
 - (a) 「不動産 (real property)」の拡大された定義及び延長された判定期間 (testing period) を踏まえ、当該持分が IARPI として分類されるかどうか。
 - (b) 当該持分が IARPI ではない場合 – 合算された取引価額 (取引価額が市場価値でない場合は市場価値) が 5,000 万豪ドルを超えるか未満であるか。
 - (c) 合算された取引価額 (取引価額が市場価値でない場合は市場価値) が 5,000 万豪ドル以上である場合、非居住者である売主は、通知のタイミングに関する要件を取引のタイムラインに組み込むべきである。

将来の取引について、売却される株式 (又は類似の持分) が IARPI ではない旨の売主の宣誓書 (declaration) が虚偽であることを買主が知っていると同様に合理的に見込まれる場合には、買主は当該宣誓書に依拠することができなくなるため、買主はデューデリジェンス手続の厳格性 (robustness) を更に検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

4. 米州

米国

最短 10 営業日の公開買付け期間を認める米国 SEC 適用除外命令

2026 年 4 月 16 日、米国証券取引委員会 (SEC) の企業金融部・企業結合買収室は、一定の要件を満たす適格な公開買付けについては、取引所法規則 13e-4(f)(1)(i)及び 14e-1(a)に基づき通常一般的に求められる 20 営業日ではなく、最短 10 営業日の公開買付け期間を認める新たな枠組みを導入する適用除外命令を発出した。この措置は、市場の非効率性に対応し、技術の進展を反映し、市場変動リスクを抑制しつつ、投資家保護の目的と整合するように意図されている。本適用除外命令は、①米国報告会社に対する一定の交渉された、全現金対価による第三者公開買付け、②報告会社による一定の自己株式公開買付け、ならびに③一定の非報告会社 (すなわち取引所法 15 条(d)に基づく報告義務を負わない会社) による発行者公開買付け (完全子会社によるものを含む) に適用される。

上場会社 M&A の実務家及び当事者にとって、本適用除外命令はいわゆる二段階買収に影響を及ぼすものである。すなわち、第 1 段階の公開買付けが本適用除外命令に基づく短縮後の最短公開買付け期間の適用要件を満たすもので、その直後に第 2 段階の合併が続く場合には、現行の SEC 規則で認められるよりも早期にクロージングできる可能性が生じる。

要点

- 本適用除外命令の条件を満たす一定の固定価格・全現金対価による公開買付けについて、最短公開買付け期間を半分 (20 営業日から 10 営業日) に短縮することができる
- 本適用除外命令は同時に、適格公開買付けにおける重要な買付条件変更の通知期間についても法定最低期間を短縮する。価格又は買付割合

の変更については一般に 10 営業日から 5 営業日に、それ以外の重要な変更については 5 営業日から 2 営業日に短縮される

- レギュレーション 14D に基づく交渉された M&A の公開買付けについては、この措置は友好的取引に限定される。すなわち、公開買付けは交渉された合併契約（又はこれに類する契約）に基づくものであり、対象となる種類の発行済証券の全部を対象とし、かつ対象会社の Schedule 14D-9 が買付開始日の翌営業日午後 5 時 30 分（米国東部時間）までに提出・配布される必要がある
- 規則 13e-4 に基づく報告会社による自己株式公開買付けについては、対象となる種類の発行済証券の全部未満を対象とする必要がある
- 短縮された公開買付期間は、固定価格の現金対価のみの場合に限って利用可能である。株式対価、混合対価、条件付価値請求権（CVR）その他の非現金要素を含む公開買付けは適格とならない
- 本措置は、①一般的には支配株主が関与する規則 13e-3 に基づく非公開化取引、②規則 14d-1(d)又は 13e-4(i)に基づくいわゆる「Tier II」適用除外に依拠するクロスボーダー公開買付け、③公表時点で競合する公開買付けが既に公表され又は係属中である場合の公開買付けには適用されない
- 特別なコミュニケーション規則が適用され、報告会社による公開買付けについては、買付開始日の午前 10 時（米国東部時間）までに、公開買付資料への有効なハイパーリンクを含むプレスリリースを公表することが求められる
- 買付開始後に競合する公開買付けが公表された場合、この措置に依拠する公開買付けの公開買付期間は、当初の買付開始日から少なくとも 20 営業日となるよう延長されなければならない

本適用除外命令の背景

取引所法規則 13e-4(f)(1)(i)（発行者による公開買付けを対象）及び 14e-1(a)（大半の公開買付けに適用）は、一般に、公開買付けを少なくとも 20 営業日間継続して行うことを求めている。SEC は従前、一定の文脈において（最も典型的には社債公開買付けについて）、公開買付期間の短縮を認める限定的な適用除外又はノーアクション措置を認めてきた。

2026 年 4 月 16 日付の適用除外命令は、このような例外的措置を、明確な適格要件及び手続上のセーフガードを前提として、特定の種類の株式公開買付けに拡張するものである。

最短 10 営業日の公開買付期間の主な適格要件

公開買付けの類型	10営業日の適用可否及び主な適格要件
報告会社の株式に対する第三者公開買付け（レギュレーション14D）	<p>適用可（友好的取引、固定価格、全現金対価の場合）</p> <p>交渉された合併契約又はこれに類する契約に基づくこと</p> <p>対象となる種類の発行済株式の全部を対象とすること</p> <p>対象会社が、買付開始日の翌営業日午後5時30分</p>

	<p>(米国東部時間) までにSchedule 14D-9を提出・配布すること</p> <p>買付開始前に既存の競合する公開買付けが存在しないこと</p> <p>買付開始後に競合する公開買付けが公表されないこと</p> <p>クロスボーダー公開買付けのTier II適用除外に依拠していないこと</p> <p>規則13e-3に基づく非公開化取引ではないこと</p> <p>買付開始日の午前10時(米国東部時間)までに、買付資料のハイパーリンク付きのプレスリリースを公表すること</p> <p>価格・買付割合の変更、及びその他の重要事項の変更について、それぞれ5営業日及び2営業日の短縮通知期間が適用される</p>
<p>報告会社の株式に対する発行者公開買付け (規則 13e-4)</p>	<p>適用可 (一部買付け、固定価格、全現金対価の場合)</p> <p>発行者が、対象となる種類の発行済証券の全部未済について公開買付けを行うこと</p> <p>上記と同様の主要な除外事由及びコミュニケーション/変更通知期間の規則が適用される</p>
<p>非報告会社の株式に対する発行者公開買付け (完全子会社によるものを含む) (レギュレーション14E)</p>	<p>適用可 (固定価格、全現金対価の場合)</p> <p>発行者が取引所法上の報告会社ではないこと</p> <p>発行者(又はその完全子会社)が、自社証券について公開買付けを行うこと</p> <p>上記と同様の短縮変更通知期間の規則が適用されるが、通知は保有者への通知により行う</p>

1. 報告会社の株式に対する公開買付け

報告会社の株式に対する公開買付けについては、所定の条件を満たすことを前提に、規則 13e-4(f)(1)及び 14e-1(a)・(b)の適用を除外し、最短公開買付期間を 10 営業日とすることを認める。主要な適格要件(現金対価のみ、固定価格、規則 13e-3 の適用を受けないこと、クロスボーダー適用除外に依拠しないこと、公表時に競合公開買付けが存在しないこと)に加え、本適用除外命令は、ディールの計画及び実行において重要となるいくつかのタイミング及び開示に関する条件を課している。

報告会社に係る公開買付けの主な条件は以下のとおりである。

- 公開買付けは、レギュレーション 14D (第三者公開買付け) 又は規則 13e-4 (発行者による公開買付け) の適用対象である必要がある

- レギュレーション 14D に基づく公開買付けは、交渉された合併契約（又はこれに類する企業結合契約）に基づいて行われ、かつ対象となる種類の発行済証券の全部を対象とする必要がある
- 規則 13e-4 に基づく公開買付けは、対象となる種類の発行済証券の全部未満を対象とする必要がある
- レギュレーション 14D に基づく公開買付けでは、対象会社の Schedule 14D-9 を、買付開始日の翌営業日の午後 5 時 30 分（米国東部時間）までに提出し、かつ配布しなければならない
- 広く流通するニュース又はワイヤーサービスを通じて、買付開始日の午前 10 時（米国東部時間）までにプレスリリースを发出し、公開買付けの基本条件を記載するとともに、証券保有者が公開買付資料及び関連文書にアクセスできるウェブサイトへの有効なハイパーリンクを掲載しなければならない
- 価格又は買付割合の変更は、原則として、満了日の 5 営業日前の午前 9 時（米国東部時間）までに公表しなければならない（但し、2%の追加買付は例外）
- （価格又は買付割合の変更を除く）重要な変更は、満了日の 2 営業日前の午前 9 時（米国東部時間）までに公表しなければならない
- 買付開始後に競合する公開買付けが公表された場合、当初の公開買付期間は、買付開始日から少なくとも 20 営業日間継続されるよう延長しなければならない

2. 非報告会社の株式に対する公開買付け

非報告会社については、本適用除外命令は規則 14e-1(a)及び(b)の適用除外を認め、最短公開買付期間を 10 営業日とすることを可能にするが、適格要件はより限定されている。対象となるのは発行者公開買付け（又は完全子会社が発行者の証券について行う公開買付け）に限られる。報告会社に対する公開買付けと同様に、対価は固定価格で全額現金でなければならない。また、報告会社の株式に対する公開買付けに適用される変更通知規定と同様に、価格・買付割合の変更及びその他の重要な変更については、それぞれ満了日の 5 営業日前及び 2 営業日前の午前 9 時（米国東部時間）までに保有者へ通知しなければならない。

本適用除外命令の意義

米国上場会社の友好的・全額現金による二段階買収（公開買付けの後に合併を行う形態）においては、最短公開買付期間を短縮できることにより、契約締結からクロージングまでの時間軸を圧縮し、市場変動や案件中断のリスクを低減できる。発行会社による自己株式公開買付け（株主還元プログラムで用いられることが多い）についても、公開買付期間中の価格変動リスクの低減という恩恵を受け得る。他方で、この措置により事前準備の重要性は高まる。すなわち、書面準備、取締役会決議、開示及び規制対応に関する検討を、短縮された時間軸に対応できるよう前倒しで進める必要がある。

本適用除外命令に関する実務上の検討事項

早期に適格要件と適格性を失うリスクを検討する。

買付開始時点で全ての条件を満たせることを実務上可能な限り確認するとともに、延長の可能性を踏まえて資金調達や公開買付期間等を調整すべきである。本適用除外命令は、対価の内容が変更された場合の非適格性、例えば株式対価や条件付価値請求権の導入だけで最短公開買付期間が 20 営業日に戻る

のかについて明示していない。もっとも、実務上、そのような変更の多くは競合公開買付けへの対応として生じる可能性が高く、その場合はいずれにせよ適格性を失うことになるであろう。

届出書類及び資料の早期準備を計画する。

買付開始日のプレスリリースには、午前 10 時（米国東部時間）までに、公開買付資料が掲載されたウェブサイトへの有効なハイパーリンクを含める必要があるため、公開買付けの関連書類は買付開始日の市場開始前までに、実質的に最終化され、掲載しておくべきである。対象会社についても同様に、買付開始日の翌営業日午後 5 時 30 分（米国東部時間）までに Schedule 14D-9 を適時に提出し、利用可能にできるようにする必要がある。これは一般に、友好的な二段階買収において、買付者の公開買付資料の配布直後に Schedule 14D-9 が続く通常のタイミングと整合する。

公開買付けのスケジュールを規制上の承認のタイミングと整合させる。

競争法、対内投資規制その他の規制上の承認が必要な場合でも、当事者は、承認取得直後に公開買付けが満了するように設計することが可能である。ただし、最短公開買付期間が短くなることで、届出のドラフトを早期に準備することや、公開買付代理人との事前の調整の重要性が高まる。特に、米国 HSR 法の承認を要する公開買付けでは、HSR 届出及び全現金対価公開買付けに適用される最低 15 日の待機期間を、新たな 10 営業日の最短公開買付期間と整合させる必要がある。

競合公開買付けのシナリオを織り込む。

上場会社買収において、対抗提案者が先行する買付者の公開買付期間を 20 営業日まで延長させるには、本適用除外命令に従い、その対抗提案自体が公表された競合公開買付けとして構成される必要がある。この制約を避けるために、対抗提案者には、先行する公開買付けの公表された後、実際に買付けが開始される前に素早く行動するインセンティブが生じる。同様に、公開買付期間中に、対象会社の取締役会プロセスや既存買付者が合併契約に基づいて有するマッチング権に関する時間的な制約を回避するためにも、迅速な行動が促される。先行する買付者のマッチング権は、これを発動させるために必要な対象会社の取締役会のプロセスを考慮せずとも、4 営業日又は 5 営業日に及ぶことが多い。公開買付けの対象会社は、本適用除外命令の適用対象となる二段階買収において、マッチング権の期間をより短く設定するよう交渉する可能性がある。

終盤での条件変更には慎重に対応する。

10 営業日の公開買付期間では、変更通知の期限が非常にタイトであるため、公開買付けを延長せずに価格又は買付規模を調整できる余地が制約される可能性がある。

株主訴訟への迅速な対応に備える。

最短公開買付期間が短縮されることで、株主の訴訟上の請求にも、より圧縮された時間軸の中で対応する必要がある。たとえば、株主による開示請求に対して、クロージング前の補足開示（いわゆる *mooting disclosure*）を行うか否かを、より迅速に判断することが求められる。

公開買付期間条項の定型文を見直す。

友好的な二段階買収において、当事者が SEC 規則上許容される最速の公開買付けクロージングを目指すことを合意する場合、合併契約における公開買付期間に関する条項を見直し、本適用除外命令に基づく措置と整合しているかを確認する必要がある。

メキシコ

デジタル切断権に関する連邦労働法改正案

2026年3月、メキシコ下院は、労働者のデジタル切断権を正式に認めるためのメキシコ連邦労働法改正法案を承認した。当該法案は上院に送付され、審議されている。

当該法案は、労働者が通常の労働時間外、並びに休業日、休暇及び許可された休職期間中に、業務関連のデジタル通信から切断される権利を明示的に認めるものであり、あわせて、この権利を保護するための使用者の新たな義務を導入するものである。

本法案が成立した場合、特にリモートワーク、ハイブリッド勤務及び柔軟な勤務スケジュールのモデルにおいて、職場におけるコミュニケーション、監督方法並びに業務に関するポリシー及び実務の重要な見直しが必要となるであろう。

提案されている改正は、連邦労働法にデジタル切断権の明示的な定義を導入するものである。この権利は、労働者が勤務日の終業後、並びに休業日、休暇、休職及び法定の許可期間中に、職場とのいかなる形態のコミュニケーションに参加しないことができる権利として定義されている。

この権利の目的は、雇用関係の性質及び目的を踏まえつつ、業務上の義務と労働者の私生活及び家庭生活との均衡を図ることにある。

使用者は、勤務日の終業後におけるデジタル切断権を保障し、かつ、全労働者に適用される社内ポリシーを策定することが求められる。この権利の行使は、使用者と労働者又はその代表者との間の交渉により合意された条件に従って実施されなければならない。

使用者が労働時間外に労働者へ連絡できるのは、以下を含む例外的かつ正当な事由がある場合に限られる。

- 不可抗力事由が生じた場合
- 事業又はその運営に重大、差し迫った又は明白なリスクが関わる状況
- 緊急性により、即時の対応が明確かつ疑義なく必要である場合

改正案が承認された場合、連邦官報への公布日の翌日に施行されることとなる。その後、労働社会福祉省は、その適用のための施行規則を90日以内に定めることとなる。

使用者がデジタル切断権を遵守しない場合、重大な結果が生じ得る。具体的には、労働省は、5,856メキシコペソから5,865,500メキシコペソに及ぶ過料を科すことができる。更に、労働時間外に送信された通信は、時間外労働手当の請求又は労働者の休息権侵害に関する主張の証拠として用いられ得る。このリスクは、リモートワーク及びハイブリッド勤務の体制においてより高いと考えられ、職場におけるハラスメント又は敵対的職場環境に関する主張に至る可能性もある。

今後の検討事項

使用者は、改正案の施行を見据えて、以下のような対応を検討すべきである。

- 電子メール、インスタントメッセージ、電話その他のデジタル手段を含め、労働時間外の業務関連コミュニケーションに関する現在の実務を見直す
- 会社の業務内容に整合する、全労働者に適用される社内デジタル切断ポリシーを策定し、実施する
- 経営陣、管理職及び各業務チームに対し、デジタル切断権の範囲並びに労働時間外の連絡が正当化され得る例外的状況について研修を実施する
- 労働時間外の連絡を正当化する例外的事情については、労務及びコンプライアンス上のリスクを軽減するため、適切に記録化する
- テレワーク、リモートワーク及び柔軟な勤務モデル、並びに業務配分及び業務負荷の配分に対する本施策の影響を検討する
- 労働者が懸念を提起し、又は切断権を侵害し得る行為を報告できる社内通報チャンネルを整備する

[最初のページに戻る](#)

5. 欧州

英国

新たな労働組合のアクセス権

2026年10月から、英国の労働組合は、勧誘、組織化及び代表活動を目的として、物理的及びデジタルの双方において職場へアクセスする新たな法定の権利を有することとなる。政府の実務指針案は、労働組合から要請があった場合、中央仲裁委員会（CAC）による執行及び最大50万英ポンドの多額の金銭的制裁を背景として、短期間内にアクセスを認めることが原則であることを明確にしている。

この新たな権利は、特に従前労働組合が組織されていない業界において、労使関係を大きく変え得るものである。使用者に与えられる応答期間は限られ、アクセスを全面的に拒絶できる余地は小さく、アクセス条件に違反した場合には重大な制裁金を科されるおそれがある。多くの使用者にとって、労働組合からのアクセス要請に初めて直面することとなる可能性が高く、今から準備しておく必要がある。

要点

- アクセス権は、勧誘、組織化及び代表活動のためのものであり、争議行為のためのものではない
- 新たなアクセス権は、労使関係の全体に重大な影響を及ぼす可能性がある
- 使用者は、アクセス権が2026年10月に施行される前に、アクセスの要請にどのように対応するかを検討すべきであり、特にどのように

既存のシステムを用いてデジタルアクセスを実現するかを検討しておくべきである

- アクセス協定の内容は慎重に検討する必要がある。違反があれば最大 50 万英ポンドの制裁金が科され得る
- アクセス要請を受領すると、短期間の回答期限及び交渉期限が開始するため、使用者は、主要な関係者及び担当を定め、労働組合対応を行う又は行う可能性のある役割の者に対して研修を実施する等して備えるべきである

2025 年雇用権利法による労働組合のアクセス権

2025 年雇用権利法は、労働組合に対し、労働者と面会し、組合員を勧誘及び組織化し、支援及び代表活動を提供し、そして団体交渉を促進するために、職場へのアクセスを要請する新たな法定の権利を創設している。

アクセスの概念は広く定義されており、職場への物理的立入りに加え、オンライン会議や、使用者に労働組合の通信を送信させること等のデジタルアクセスも含まれる。少なくとも 21 人の労働者を有する使用者のみが対象となるものの、重要なのは、労働組合が要請を行う前提として、最低組合員数の要件も、労働者の支持を示す要件も存在しない点である。

実務指針案は、この権利が実務上どのように運用され得るか、更なる詳細及び指針を示している。実務指針案は、この権利の実務的及び運用上の詳細に関する従前の協議を踏まえたものであり、2026 年 5 月 20 日まで更なる協議期間の対象となっていた。

アクセス手続の流れ

実務指針案は、比較的短い時間軸を定めており、その概要は以下のとおりである。

労働組合による要請：労働組合は（又は複数の労働組合が共同して）、求めるアクセス内容を明記した正式なアクセス要請を提出する（原則として通常は電子メールによるべきとされている）。使用者は 15 営業日以内に回答しなければならない。

交渉期間：要請内容の全部について合意に至らない場合、更に 25 営業日の交渉期間が設けられる。

CAC による決定：合意に至らない場合、労働組合は CAC に申立てを行うことができ、CAC は、いかなるアクセスが、いかなる条件で認められるかを決定する。申立期間は、交渉期間終了後 15 営業日である。

CAC は、一定程度のアクセスが付与されるべきであることを前提として判断する。実務指針案は、状況に応じて、アクセスが毎週の頻度で認められることも明示的に想定している。

当事者は法定期限経過後も非公式に協議を継続することができるものの、正式な手続は双方に限られた交渉時間しか与えていない。実務的には、限られた時間が休暇期間等により更に限定され、使用者には遅延又は戦術的な抵抗の余地がほとんどない。

実務上想定されるアクセスの態様

実務指針案は、労働組合に対し、業務への支障を最小限に抑えることを求めているが、現実には、アクセス協定は大半の使用者にとって重要な変化を求めることとなる可能性が高い。実務指針案は、労働組合によるアクセスの方

法が、使用者が既に労働者にとってのコミュニケーションの方法に沿うことを想定している。これには、以下が含まれ得る。

- 現場において、グループ又は個人と会合を行うこと
- 食堂、休憩室又は会議室等の既存施設を利用すること
- 使用者の通常のデジタル・プラットフォームを通じて開催されるオンライン会議

使用者は、会議場所の手配又はオンライン会議の設定等、アクセスを実現するための合理的措置を講じなければならない。もっとも、建物又はITシステムに大規模な構造変更を加えることまでは要求されず、CACはこれを超えるアクセス要請を拒絶し得る。

実務指針案は、既に何らかのアクセス形態が存在するという事実だけでは、労働組合による追加的なアクセス要請に対する完全な回答とはならないことを明確にしている。特に、デジタルアクセスという一つの形態を提供していたとしても、例えば物理的アクセスという別の形態の要請が認められることを妨げない。

実務指針案はまた、労働者に対する直接及び間接の双方のデジタルアクセス手段が設けられることを想定している。直接のアクセスとしては、直接の連絡を可能にするものであり、そのために使用者は労働者の連絡先情報を労働組合に提供できるようにすることが期待されている。アクセス協定において、直接及び間接の双方のデジタルアクセスの範囲を慎重に定めることが重要である。

その他の検討事項

実務指針案はまた、セーフガード確認、安全衛生要件及びプライバシー上の懸念を含む実務的事項にも言及している。これらの問題は、合意により対処することができ、合意に至らない場合にはCACが判断することとなる。

使用者は、実務指針案が、アクセス会合のプライバシーを尊重することを求めている点に留意すべきであり、特にデジタル又はハイブリッド型のアクセスが提供される場合には、電子的アクセス及び記録保管に関する追加的な検討事項が生じ得る。会合を記録し得る技術が存在する場合には、そのような開示を防ぐべき十分なセキュリティ上の事情がない限り、使用者はこれを労働組合に開示すべきである。実務指針案は、このプライバシー権が、会合場所を映すCCTV映像の閲覧又は記録を妨げることに及び得ることを示唆している。

実務指針案はまた、労働者データ（個人の連絡先情報）を労働組合に提供する場合には、当該データ処理は、（使用者を通じて与えられるか又は労働者が自ら労働組合に接触する場合には労働者から労働組合に直接与えられる）労働者の同意に基づいて行われることを想定している。これは、雇用関係におけるデータ処理を検討するに当たり、使用者と労働者との関係上、一般に使用者は処理の根拠として労働者の同意に依拠することを避けようとする傾向との関係で、特徴的な分野といえる。

アクセス協定の執行、制裁及び期間

任意に交渉されたものであるか又はCACにより定められたものであるかを問わず、すべてのアクセス協定はCACに提出されなければならない。CACへの申立てを通じて法的に執行可能である。いずれの当事者も、違反について申立てを行うことができる。

CACがアクセス協定の違反を認定した場合、制裁には、①宣言、②遵守命令、及び③初回違反について最大7万5,000英ポンド、3回目以降の違反について最大50万英ポンドの金銭的制裁が含まれ得る。

アクセス協定は、一方の当事者が撤回することはできない。実務指針案は、いかなるアクセス協定も2年を超えて継続しないことを想定している。

[最初のページに戻る](#)